

2026年2月27日

サイバーブレンご購入者様  
及び脱毛資格保持者 各位

一般社団法人日本スキン・エステティック協会  
東京都新宿区西新宿 1-25-1  
新宿センタービル 43階  
TEL : 03-3345-0195

## 美容電気脱毛（高周波法）に関する通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、医療脱毛の現場やインターネット上の情報（YouTube、クリニックのホームページ等）において、「美容電気脱毛」に対し、高出力の高周波電流を扱えるのは医療機関のみであるといった主張が見受けられます。これに伴い、サロンのお客様からもお問い合わせが増えているとの報告を受けております。

つきましては、美容電気脱毛の正当性と安全性について、改めて以下の通りご説明申し上げます。

### 1. エステティック電気脱毛機器の安全規格について

特定非営利活動法人日本エステティック機構では、消費者が安心してトリートメントを受けられるよう、エステティシャンがサロンで使用する電気脱毛機器の「安全規格」を以下の通り定めております。

1. 高周波を利用するものは、 $13.56\text{ MHz} \pm 6.78\text{ kHz}$ 、又は $27.12\text{ MHz} \pm 162.72\text{ kHz}$ のいずれかの周波数を有し、 $10\text{ W}$ 以下の出力とすること。
2. 直流を利用するものは、実効値 $30\text{ V}$ （ピーク電圧 $45\text{ V}$ 以下）以下で、 $2\text{ mA}$ 以下の出力とすること。
3. 高周波、又は直流電流が出力されている動作状態が目視確認出来る表示機能を有すること。
4. 使用する脱毛用プローブホルダーは、プローブを交換することが出来るものであること。

### 2. サイバーブレンの適合性について

皆様にご使用いただいております「サイバーブレン」は、上記の安全規格範囲を遵守した脱毛器です。したがって、高周波法（フラッシュモードおよびスーパーフラッシュモード）を用いた脱毛は、エステティックサロンで提供するサービスとして法制度上および安全基準上の問題はございません。

### 3. お客様へのご対応について

お客様からお問い合わせをいただいた際には、上記規格に基づいた正しい情報をお伝えいただき、丁寧なご説明をお願い申し上げます。

当協会といたしましても、皆様が自信を持って安全なトリートメントを提供できるよう、引き続き正確な情報の普及に努めてまいります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具



JAPAN SKIN-ESTHETIC ASSOCIATION